



平成 26 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 赤 尾 主 哉  
(コード番号 9989 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 管 理 部 長 加 藤 好 伸  
(TEL. 042-369-6211)

## 公正取引委員会からの当社子会社（ダイレックス株式会社）に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令及び審判請求について

当社子会社であるダイレックス株式会社は、平成 24 年 12 月 5 日、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力し、公正取引に関する指針の作成、社内及び取引先等への周知徹底に努めてまいりました。

本日、ダイレックス株式会社が公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社及びダイレックス株式会社といたしましては、本件命令を受けた事実について、真摯に受け止め、コンプライアンスのより一層の徹底に取り組んでまいります。

本件につきましては、お客様をはじめ、株主の皆様、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことをここに深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号（優越的地位の濫用）に該当し同法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、違反行為が取りやめられていることを確認すること、納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針を改定すること、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監督を実施すること等の措置をとることを命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：12 億 7,416 万円

納期限：平成 26 年 9 月 8 日

### 3. 今後の対応について

各命令の内容を慎重かつ詳細に検討いたしました結果、認識・見解の相違があることから、独占禁止法第 49 条第 6 項及び同法第 50 条第 4 項の規定に基づき両命令について審判を請求することを決定し、本日付で、公正取引委員会に審判請求を行いました。今後、審判において考え方を明らかとし、公正な判断を求めてまいります。

### 4. 連結業績への影響について

課徴金の業績への影響につきましては、課徴金の事前通知時点の額である 12 億 74 百万円を、平成 26 年 3 月期に特別損失として、すでに計上済みであります。

以上